

岩手県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 一関市、奥州市、下閉伊郡山田町及び下閉伊郡川井村
- （2）基本測量を実施する期間 平成21年6月1日から平成22年2月28日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2（1）基本測量を実施する地域 下閉伊郡川井村
- （2）基本測量を実施する期間 平成21年6月1日から平成22年2月28日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 3（1）基本測量を実施する地域 奥州市
- （2）基本測量を実施する期間 平成21年6月1日から平成22年2月28日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（地磁気常時連続観測）